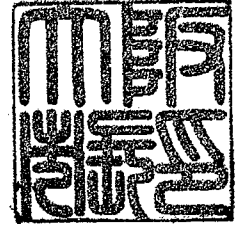


大阪市個人情報保護審議会
会 長 土 谷 喜 輝 様

大 阪 市 長 橋 下 徹
〔 担当：総務局行政部行政課
情報公開グループ 〕



行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の
制定等に伴う大阪市個人情報保護制度の見直しについて（諮問）

平成 25 年 5 月 31 日付けで「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（平成 25 年法律第 27 号。以下「番号法」という。）が公布されたことに伴い、今後、国民に個人番号が付与され、社会保障制度、税制及び災害対策に関する分野において利用し、将来的には幅広い行政分野へ利用拡大することにより、行政手続きの効率化及び国民の利便性の向上が図られることとなります。

番号法では、第 5 条及び第 31 条において、個人情報の保護の観点から個人番号その他の特定個人情報の取扱いの適正を確保するため、また、本人が特定個人情報及び情報提供等の記録を確認できるようにするために、必要な措置を講じるとともに、国との連携を図りつつ個人番号等の利用に関し地域の特性に応じた施策を実施することを地方公共団体に課しており、地方公共団体が番号制度を運用するに当たり、必要な措置を講じるよう義務付けています。

大阪市では、大阪市個人情報保護条例（平成 7 年大阪市条例第 11 号）に基づき、本市の保有する個人情報の適正な取扱いに努めるとともに、これまで貴審議会から答申及び提言を頂きながら、個人情報保護制度の適正な運用に努めてきたところでありますが、このたびの番号法の趣旨及び本市の個人情報保護制度における現行の運用を踏まえ、当該制度の見直しを行う必要があると考えております。

つきましては、大阪市個人情報保護制度の見直しについて、大阪市個人情報保護条例第 59 条第 2 項の規定に基づき諮問します。

第1 番号法の規定に伴う大阪市個人情報保護制度の見直しについて

1 番号法の目的（番号法第1条関係）

- (1) 行政機関、地方公共団体その他の行政事務を処理する者が、個人番号及び法人番号の有する特定の個人及び法人その他の団体を識別する機能を活用し、並びに当該機能によって異なる分野に属する情報を照合してこれらが同一の者に係るものであるかどうかを確認することができるものとして整備された情報システムを運用して、効率的な情報の管理及び利用並びに他の行政事務を処理する者との間における迅速な情報の授受を行うことができるようにする。
- (2) 上記(1)により行政運営の効率化及び行政分野におけるより公正な給付と負担の確保を図る。
- (3) 上記(1)の者に対し申請、届出その他の手続を行い、又は上記(1)の者から便益の提供を受ける国民が、手続の簡素化による負担の軽減及び本人確認の簡易な手段その他の利便性の向上を得られるようにすることについて、必要な事項を定める。
- (4) 個人番号その他の特定個人情報の取扱いが安全かつ適正に行われるよう行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号。以下「行政機関個人情報保護法」という。）、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号。以下「独立行政法人等個人情報保護法」という。）及び個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）の特例を定める。

2 個人情報保護制度の見直しの必要性

番号法では、第5条において、地方公共団体の責務として、個人情報その他の特定個人情報の取扱いの適正を確保するために必要な措置を講ずるとともに、個人番号等の利用に関し、国との連携を図りながら、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を実施することを定めている。

また、第31条では、地方公共団体に対し、行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法、個人情報保護法及び番号法の規定により、行政機関の長等が講ずることとされている措置の趣旨を踏まえ、当該地方公共団体及びその設立に係る地方独立行政法人が保有する特定個人情報（番号法第2条第8項で規定する個人情報）の適正な取扱いが確保され、並びに当該地方公共団体及びその設立に係る地方独立行政法人が保有する特定個人情報の開示、訂正利用の停止、消去及び提供の停止（番号法第23条第1項及び第2項に規定する情報提供等の記録に記録された特定個人情報にあっては、その開示及び訂正）を実施するために必要な措置を講じるよう義務付けている。

上記から、番号法の趣旨に基づいた個人情報保護制度の見直しを行う必要がある。

【参考1】番号法（抄）

（地方公共団体の責務）

第5条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、個人番号その他の特定個人情報の取扱いの適正を確保するために必要な措置を講ずるとともに、個人番号及び法人番号の利用に関し、国との連携を図りながら、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を実施するものとする。

（地方公共団体等が保有する特定個人情報の保護）

第31条 地方公共団体は、行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法、個人情報保護法及びこの法律の規定により行政機関の長、独立行政法人等及び個人番号取扱事業者（特定個人情報ファイルを事業の用に供している個人番号利用事務等実施者であって、国の機関、地方公共団体の機関、独立行政法人等及び地方独立行政法人以外のものをいう。以下この節において同じ。）が講ずることとされている措置の趣旨を踏まえ、当該地方公共団体及びその設立に係る地方独立行政法人が保有する特定個人情報の適正な取扱いが確保され、並びに当該地方公共団体及びその設立に係る地方独立行政法人が保有する特定個人情報の開示、訂正、利用の停止、消去及び提供の停止（第二十三条第一項及び第二項に規定する記録に記録された特定個人情報にあっては、その開示及び訂正）を実施するために必要な措置を講ずるものとする。

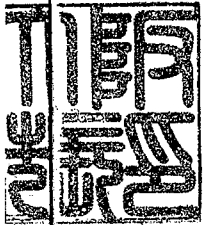


3 番号法に基づき、地方公共団体が講じる必要のある措置

- (1) 特定個人情報の取扱いに係る保護措置を強化すること（目的外利用の制限・提供の制限）
- (2) 保有する特定個人情報（情報提供等記録を除く）について、本人や法定代理人に加え、任意代理人による開示請求、訂正請求及び利用停止請求を認めること
- (3) 情報提供等記録に係る特定個人情報について、本人や法定代理人に加え、任意代理人による開示請求及び訂正請求を認めること
- (4) 利用停止請求における請求該当事項の追加
- (5) 経済的困難等の理由に基づく特定個人情報の開示手数料の減免
- (6) 他の法令による開示実施との調整規定の適用除外
- (7) 開示・訂正時の移送の禁止
- (8) 総務大臣及び情報照会者又は情報提供者に対する訂正の通知 等

4 スケジュール（案）

平成 26 年 12 月	審議会諮問
平成 27 年 2 月	審議会答申
平成 27 年 5 月	条例案を 6 月市会に上程



第2 その他の大阪市個人情報保護制度の見直しについて

1 是正の申出制度を苦情の処理制度へ統合（条例第46条及び第47条関係）

是正の申出制度については、貴審議会において、平成17年の条例改正の際に、利用停止請求制度の導入に当たり、本制度と要件が重複する部分を削除して整理することを含め、本制度を維持するか否かについて検討していただき、本制度を維持することが適当である旨の御判断を頂いた。

平成17年の条例改正以降、利用停止請求制度が導入されたことにより、当該制度で救済しえない部分は極めて限られており、また、条例には第69条で苦情の処理の制度があり、利用停止請求で対応できない部分については、この苦情の処理の制度により対応できるものと考えている。

是正の申出制度と苦情の処理制度とは、同じ条例の中で重複した内容であると考えられることから、苦情の処理制度に統合する。

【参考2】条例第46条、第47条及び第69条

（是正の申出）

第46条 保有個人情報の本人は、実施機関が第6条から第14条までの規定のいずれかに違反して自己に関する保有個人情報を取り扱っていると思料するときは、実施機関に対し、当該保有個人情報の取扱いの是正の申出（以下「是正の申出」という。）をすることができる。

2 是正の申出は、次に掲げる事項を記載した書面を実施機関に提出する方法により行わなければならない。

(1) 是正の申出をする者の氏名及び住所又は居所

(2) 是正の申出に係る保有個人情報を取り扱う事務の名称及び内容その他是正の申出に係る保有個人情報を特定するに足りる事項

(3) 是正の申出の趣旨及び理由

(4) 前3号に掲げるもののほか、市規則で定める事項

3 第17条第2項及び第18条第2項の規定は、是正の申出について準用する。

4 実施機関は、是正の申出があったときは、速やかに必要な調査を行い、当該是正の申出に対する処理を行うとともに、是正の申出をした者に書面により当該処理の内容を通知しなければならない。

（再調査の申出）

第47条 是正の申出をした者は、前条第4項の規定による通知の内容に不服があるときは、実施機関に対し、再調査の申出をすることができる。

2 第17条第2項及び第18条第2項の規定は、前項の規定による再調査の申出について準用する。

3 実施機関は、第1項の規定による再調査の申出があったときは、速やかに再調査を行った上、当該申出に対する処理の内容について審議会に諮問しなければならない。

4 実施機関は、前項の規定により審議会に諮問をしたときは、第1項の規定により再調査の申出をした者（以下「再調査申出者」という。）に対し、その旨を通知するとともに、審議会の答申を尊重して当該申出に対する処理を行い、再調査申出者に書面により当該処理の内容を通知しなければならない。

（苦情の処理）

第69条 実施機関は、当該実施機関が行う個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

2 市長は、事業者が行う個人情報の取扱いに関し事業者と本人との間に生じた苦情が適切かつ迅速に処理されるようにするため、苦情の処理のあっせんその他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 市長は、前項の規定による措置を講ずるために必要があると認めるときは、事業者その他の関係者に対して、説明又は資料の提出を要請することができる。

2 スケジュール（案）

平成26年12月	審議会諮問
平成27年2月	審議会答申
平成27年3月	条例改正案に関して意見募集
平成27年5月	条例改正案を6月市会に上程